

○北信保健衛生施設組合特別会計設置条例

(昭和 46 年 3 月 6 日 条例第 1 号)

改正 平成 4 年 3 月 30 日 条例第 2 号

令和 2 年 3 月 5 日 条例第 7 号

(設置)

第 1 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 209 条第 2 項の規定により別表に掲げる事業の円滑な運営とその経理の適正を図るため、特別会計を設置する。

(特別会計の名称及び経理)

第 2 条 前条に規定する特別会計の名称並びに特別会計において経理する歳入歳出は別表に掲げるとおりとする。

(弾力条項の適用)

第 3 条 この会計においては、地方自治法第 218 条第 4 項の規定により弾力条項を適用することができるものとする。

附 則

この条例は、昭和 46 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 4 年 3 月 30 日条例第 2 号）

(施行期日)

1 この条例は、平成 4 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 平成 3 年度北信保健衛生施設組合伝染病舎事業特別会計の出納閉鎖は、平成 4 年 5 月 31 日とする。

附 則（令和 2 年 3 月 5 日条例第 7 号）

(施行期日)

1 この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正前の北信保健衛生施設組合特別会計設置条例第 1 条に規定する北信保健衛生施設組合し尿処理事業特別会計に属する債権及び債務は、北信保健衛生施設組合一般会計が承継する。

別表

名 称	事 業	この会計において経理する歳入又は歳出	
		歳 入	歳 出
北信保健衛生施設組合斎場事業特別会計	斎 場 事 業	1 分担金 2 使用料 3 繰越金及びその他 諸収入	1 斎場事業費 2 公債費 3 その他諸支出金
北信保健衛生施設組合じん芥処理事業特別会計	じん芥処理事業	1 分担金及び負担金 2 手数料 3 財産収入 4 繰越金及びその他 諸収入	1 じん芥処理事業費 2 公債費 3 その他諸支出金